

【参考資料】

議案第 86 号 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例

都市建設部開発建築課

1. 改正理由

令和 4 年 9 月 20 日に告示された朝霞都市計画地区計画において、新たにあずま南地区が追加され、地区整備計画が定められたことに伴い、建築基準法第 68 条の 2 に基づき、当該地区整備計画のうち以下の内容について、朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年朝霞市条例第 10 号。以下「条例」という。）で制限として定めるために改正を行うものです。

2. 条例改正の内容

(1) 新たに加える地区

あずま南地区地区整備計画区域

(2) 新たに条例に加える制限内容

- ・ 建築物の用途の制限（現在の条例に制限項目あり）
- ・ 建築物の敷地面積の最低限度（現在の条例に制限項目あり）
- ・ 壁面の位置の制限（現在の条例に制限項目あり）
- ・ 建築物の高さの最高限度（現在の条例に制限項目あり）

(3) 文言見直し

3. 施行日

公布の日から施行する。

担当

都市建設部開発建築課建築指導係
電話 048-463-2585